

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	平成30年5月23日(水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時 から 午後3時 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室1
議 長 等 の 氏 名	会長 中村 和彦
出 席 者	副会長 鍋島 正明 委 員 戸塚 学 委 員 田名場 美雪 委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 吉田 健 教育部長 野呂 忠久 理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳 学校指導課長 木村 文宣 学校指導課長補佐 木村 憲夫 学校指導課主幹 小笠原 恭史 学校指導課指導主事 佐藤 耕人 学校指導課総括主査 会津 聡子
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組 ・本市における「いじめ」に関する状況報告 ・質疑応答及びいじめへの対応、未然防止の取組等の審議
会 議 資 料 の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～行動計画 ・平成29年度弘前市立小・中学校のいじめの状況

<p>会議内容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>会議概要</p> <p>(議長) これより、第1回定例会議を始める。「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることが予想されるため、非公開とすることでよろしいか。 (異議なし) それでは、「いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 資料「行動計画」より、「弘前市いじめ防止基本方針」についてご説明する。「いじめ防止対策推進法」に示されている「地方いじめ防止基本方針」について、いじめ根絶に向けた市民運動として取り組むための理念を示した。「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」及び「行動計画」をもって、「弘前市いじめ防止基本方針」としている。 次に、組織の役割・設置についてご説明する。ひろさき教育創生市民会議においては、いじめの未然防止について話し合い、市民の皆様からのご意見を市の取組に生かすよう努めている。弘前市いじめ防止等対策審議会については、いじめの未然防止だけではなく、実際に起こったいじめへの対応の在り方等について、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家からご意見をいただきながら市や学校の取組に生かすことを目的としている。 市の取組としては「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」を推進している。標語、ポスター、缶バッチの作成、のぼり旗の掲示、挨拶運動、笑顔応援団募集等を行っている。 各学校においては「学校いじめ防止基本方針」を作成し、年間指導計画の作成・実行・検証等を行っている。いじめの状況についてはアンケート及び教育相談を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めている。いじめの発生時においては、学校は教育委員会に一報を入れ、情報共有、事実関係の聴取、指導や支援体制、保護者との連携といった対応を組織的に行うこととしている。いじめの重大事態発生では、学校が調査主体となる場合と教育委員会が調査主体となる場合がある。</p> <p>(委員) 平成28年4月に法律が改訂されたということだが、それ以降は変わっていないのか。</p> <p>(事務局) 平成29年の3月をもって国のいじめ防止基本方針の改訂がな</p>
---	--

された。それに基づき青森県教育委員会から「青森県いじめ防止基本方針」に関して改訂の概要が出され、本市においても行動計画の見直しをした。

主な変更点を申し上げますと、喧嘩等軽微なものも含めていじめとして対応することになった。解消の定義としては、いじめに係る行為が3か月以上止んでいる、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない、この2要件を満たす場合においていじめが解消したと見なされることとなった。

(委員)

弘前市では自殺に至るような重大ないじめはなかったが、そういうことがあった場合、対応に苦慮することも考えられるため、早期に調査部会を組織する必要がある。ご遺族の方の対応は難しいと思うが、公平中立の立場から調査する必要があり、慎重に検討しなければならない。不幸にも有事が生じた場合は早めにご連絡をいただき、我々委員にご相談いただきたい。

(事務局)

いじめの内容に応じて委員を招集することになっているが、状況の軽重に関わらず早めにご連絡差し上げ、ご指導・ご助言していただく体制を考えている。

(委員)

従来からの課題だと思うが、緊急時の学校への対応、CRTの組織については今どのような状況か。

(事務局)

CRT（クライシスレスポンスチームの略称）については、県では高等学校を中心に行っているが、こちらの教育委員会の学校指導課、教育センターにも生徒指導・相談支援のチームがあり、いじめ防止等対策審議会と連携しながら緊急体制について組織し、対応したいと考えている。

(委員)

緊急時に対応できるメンバー構成と組織運営をあらかじめ用意しておかないといけない。何かあったときにすぐ初動できるようにしていないと後手になる。弘前市独自でCRT組織を立ち上げ、計画書を作られたほうがよろしいかと思う。

重大事態が生じた学校を見ると、学校現場が混乱する中、校長先生がすべて司令塔になってしまい、初動がうまくいかないことがある。校長先生の負担にならないよう司令塔を立て、CRTを組み立てる必要がある。また、組織を立ち上げるだけではきちんと動くかわからないので練習も必要である。ご遺族の方への初期対応

が適切でないと、その後何年もうまくいかないということもある。

(事務局)

学校指導課、教育センターでは、生徒指導・相談支援チームを編成し、学校を助けている。いじめの認知、事案に関わらず、校長先生とご家族に寄り添って対応している最中である。

ご遺族の対応に関しては本当に心に寄り添っていかなければならないもので、訓練や練習など様々な想定を考えながら、組織的に対応する準備をしていきたい。

(議長)

それでは「本市における『いじめ』に関する状況報告」について説明をお願いします。

(委員)

国のいじめ防止基本方針が改訂されたのを受け、本市でも今年度から「いじめに係る指導状況報告書」の様式を変更し、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視しているところである。解決に至っていないものについては、一刻も早い解決が図られるよう継続して指導・支援に当たりたい。

(委員)

私がこれまで関わった事例から感じるのは、おかしいと思ったら早めに教えていただきたいということ。何か起きてから慌てるのではなく、早い時点で対応すれば不登校が解消するのも早いのではないかと思う。何かあったときに教育委員会に報告していない学校もあるのではないだろうか。

(委員)

いじめの認知件数は学校ごとに随分違う。件数が多い方が良いというわけではないが、0件というのはおかしいのではないか。そのあたりを各学校に周知していただきたい。

(事務局)

いじめがあることを教育委員会に伝えるのをためらう雰囲気は学校にまだあるのかもしれない。そこは我々が努力をして、小さいうちからでも相談してもらおうという体制を作らなければならないと感じている。

(事務局)

早めに対応するという体制は少しずつ作ってはいるが、もう少し教育委員会とタイアップできるようにということを学校で継続して啓発していかねばならないと思っているところである。

(委員) 中学校の認知件数が平成28年度に上がり、29年度に下がっているのが気になるところである。

(事務局)

平成28年度の中学校での件数は、同一の学校で数が多かったのが影響している。特定の数の計上が一時期に集中した。

(委員)

小学校で認知件数が増え、中学校で減っているというのは、中学生は落ち着いてくるのか、あるいは表に出てこないものが増えるのか、そのあたりに関して何か掴んでいることはあるか。

(事務局)

弘前市においてはいじめと不登校の相関はあまりないが、小学校は全国的に不登校が増加傾向で、中学校は減少傾向にある。また、文部科学省の話では、小学校はいじめの認知件数が増加と減少を繰り返しているということである。国立教育政策研究所は、なぜ小学校がいじめの認知件数が増えたり減ったりするのかという研究をしている。我々としてはもう少し現場に赴いて、小学校の最近の様子を肌で感じながらデータの裏付けをしていかなければならないと思っている。

(委員)

学校風土によって子ども、先生、家族、地域の状況が随分違うことは昨今の研究でわかっているので、どういう学校でいじめが発生する率が高いのか、どういう学校がうまくいっているのか、データを積み上げることも必要ではないか。私たちが行っている調査は子どもの鬱の状況や学校での適応状況など、色々なデータがあるので、どういう子どもがいじめていて、どういう子どもがいじめられているかわかる。教育委員会で先生方がそこにアクセスできるようにしてはどうか。

(事務局)

本市では平成28年度から魅力ある学校づくりということで、学校風土を測る取り組みをしているが、本市で行っている「子どもの声・意識調査」の結果と弘前大学で行っているデータから相関などを見いだせないかと思っている。

学級の雰囲気によって子どもが暴れたり立ち歩きが始まったりということはあるので、風土を測っているデータと関連させることも今後考えていかなければならないと思っている。

(委員)

同じ学年でも学級担任によって学校風土のデータが違う。がっか

りする先生もいるかもしれないが、非難するというのではなく、それを基に工夫していくためのものである。

(委員)

先生方は大変だろうが、子どもたちをきちんと見て認知するようにしてほしい。弁護士として少年事件の記録を見ると、ひどい事件がたくさんあるが、学校の中では把握されていない。陰でいじめをし、いじめられている方も恰好が悪いと思って黙っている。こういうことも含めて中学校では認知件数が下がるケースがあると思うので、認知件数が0件の学校に対してどう評価するか、検討された方が良いかと思う。

(事務局)

私は数字にはほとんど意味がないと思って取り組むべきだと感じている。先生方を見ると、忙しい中このような調査をすることが辛そうである。調査をする先生方のことも考えてもらえれば。子どもの中には、認知されないままやりくりするのを選択する子どもや、認知されたくても認知してもらえずにいる子どももいる。どうしたらすべての子どもに手が届く対応ができるのだろうか。

地域差の問題もある。乱暴な言葉を何でもないと捉える文化とそうでない文化の人がいる。地域の経済的な問題や居住環境も子どもに影響するので、そのような調査も必要ではないかを感じる。

(事務局)

皆様から視点の違う意見をいただき、これらの声を反映させていく必要があると感じた。当然こうだろうというのは通用しない状況になっており、疑わしきは対応するという心構えが必要だと改めて感じた。